

令和4年度「海外教育旅行支援事業」

【目的】

海外での教育旅行を実施する中学校及び高等学校の学生を対象に、若年者の海外旅行を促進するとともに、海外の文化・知見を得るなどの教育支援及び将来的な渡航需要の拡大を図るため、航空賃など予算の範囲内で海外渡航費の一部を助成する。

【予算額】

4,500千円

【実施概要】

対象者	道内の中学校・高等学校並びに目的を共有する複数の学校が合同で組織する運営事務局等（全員参加型の修学旅行は対象外）
助成条件 (主なもの)	・道内空港を利用した海外教育旅行 ・当委員会に政府観光局が加盟する国・地域への渡航 ・当委員会の会員である旅行会社が手配する海外教育旅行
対象経費	・航空運賃（燃油サーチャージ、空港税等諸費用を含む） ・道内空港までの交通費（現地集合の場合は除く） ・宿泊費（旅行会社が手配するものに限る）

【助成額】

(1) 道内空港発の国際線を利用する場合

$(1人あたりの対象経費 - 5万円) \times 対象者数 \times 1/2$

(1人あたりの上限5万円、同一学校における総額の上限は50万円)

① 道内地方空港利用時（道内地方空港発着の国際線、道内線を利用して道内空港発の国際線に乗り継ぐ場合）

1人あたり1万円を(1)に上乗せして支援（同一学校における総額の上限は10万円）

② 同行教員の旅費（本旅行に同行する教員の旅費が出張でない場合）

2名分までを助成対象に上乗せ

(2) 道内空港発の国際線を利用しない場合

$(1人あたりの対象経費 - 5万円) \times 対象者数 \times 1/5$

(1人あたりの上限2万円、同一学校における総額の上限は20万円)

【申請時期】

期	申請締切日(必着)	旅行予定日
第1期	令和4年7月29日	令和4年9月30日までに実施予定の旅行 ※ 既に完了した旅行分も含む
第2期	令和4年9月15日	令和4年12月31日までに実施予定の旅行
第3期	令和4年12月15日	令和5年3月31日までに実施予定の旅行

【その他】

当委員会が主催する「海外教育旅行セミナー」又は「海外教育旅行個別セミナー」に担当教員又は学校関係者が出席した場合は、優先的に採択する。